

埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針 新旧対照表

令和3年5月14日改正

改正前	改正後
<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 大規模事業所における取組の推進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 排出量取引の実施</p> <p>大規模事業者は、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、排出量取引の方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。</p> <p>また、削減計画期間の最終年度には、その前年度までの削減量及び最終年度の削減量見込みの合計と最終的な削減目標量とを比較して、削減目標を達成するため、削減計画期間終了の<u>翌年度</u>において必要な排出量取引の量を予測し、当該排出量取引に係る適切な予算措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>排出量取引の実施方法等の詳細については、知事が別に定める。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第1～第2 (略)</p> <p>第3 大規模事業所における取組の推進</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 排出量取引の実施</p> <p>大規模事業者は、排出量取引を実施する必要があると判断した場合には、排出量取引の方法について検討し、計画的な取得に努めるものとする。</p> <p>また、削減計画期間の最終年度には、その前年度までの削減量及び最終年度の削減量見込みの合計と最終的な削減目標量とを比較して、削減目標を達成するため、削減計画期間終了の<u>翌年度以降</u>において必要な排出量取引の量を予測し、当該排出量取引に係る適切な予算措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>排出量取引の実施方法等の詳細については、知事が別に定める。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第4～第5 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>別表第4 (目標削減率)</p> <p>第1 別表第2の1に掲げる削減計画期間</p>	<p>第4～第5 (略)</p> <p>別表第1～別表第3 (略)</p> <p>別表第4 (目標削減率)</p> <p>第1 別表第2の1に掲げる削減計画期間<u>における目標削減率</u></p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(略)</div>
<p>第2 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、中小企業者及び次の(2)から(5)までに該当するもの以外のものが当該中小企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合</p>	<p>第2 (略)</p> <p>備考</p> <p>1 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 上記アからエまでに掲げるもののほか、中小企業者及び次の(2)から(6)までに該当するもの以外のものが当該中小企業の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあると知事が認める場合</p>

(2)から(6) (略)

2 (略)

3 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減計画期間の終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「削減期間」という。）の終了する年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度。以下同じ。）までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値（備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値）の4分の3とする。

4 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値（備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値）の2分の1とする。

別表第5 (目標の達成の方法)

目標の達成の方法は、削減期間ごとに、当該大規模事業所における削減期間の各年度の基準排出量（別表第3備考の規定により基準排出量に変更された年度については、その変更後の量。以下同じ。）を合算して得た量から当該大規模事業所における各年度の目標設定ガス排出量の削減期間における合計を減じて得た量（以下「排出

(2)から(6) (略)

2 (略)

3 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減計画期間の終了年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあっては、その認めた日の属する年度、知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「優良大規模事業所認定期間」という。）において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値（備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値）の4分の3とする。

4 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、優良大規模事業所認定期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄、割合2の欄及び割合3の欄に掲げる値（備考1又は2に該当する事業所にあつては、備考1又は2の規定を適用した値）の2分の1とする。

別表第5 (目標の達成の方法)

目標の達成の方法は、削減期間（当該削減計画期間において、大規模事業所に該当した年度から終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあっては、当該変更後の終了年度）までの期間。以下同じ。）ごとに、当該大規模事業所における削減期間の各年度の基準排出量（別表第3備考の規定により基準排

削減量」という。)に、1及び2の量を加え、3の量を減じて得た量(以下「算定排出削減量」という。)を、当該削減期間の終了年度の翌々年度の9月末日(知事が別に定めるところにより削減期間の終了年度が変更された場合又は削減期間の終了の年度の翌々年度の4月3日以降において当該削減期間に係る基準排出量の決定、変更若しくは目標削減率の減少若しくは条例第12条の規定による地球温暖化対策計画の提出の手続が完了していない場合(大規模事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く。))にあっては、知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日)までに、削減期間の年度ごとに基準排出量に目標削減率(別表第4備考の規定により目標削減率が減少した年度については、その減少後の値)を乗じて得た量を、当該削減期間において合計した量(以下「排出削減目標量」という。)以上とする方法とする。

(略)

備考

1～3 (略)

4 大規模事業者は、当該削減期間の終了年度の翌々年度の9月末日において、算定排出削減量を排出削減目標量以上にする事ができなかった場合には、当該削減期間の排出削減目標量から当該削減期間の算定排出削減量を減じて得た量を次の削減期間の排出削減目標量に加えた量を次の削減期間の排出削減目標量とみなすものとする。

5 (略)

出量に変更された年度については、その変更後の量。以下同じ。)を合算して得た量から当該大規模事業所における各年度の目標設定ガス排出量の削減期間における合計を減じて得た量(以下「排出削減量」という。)に、1及び2の量を加え、3の量を減じて得た量(以下「算定排出削減量」という。)を、当該削減期間の終了年度の翌々年度の9月末日(削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあっては令和4年1月末日。ただし、知事が別に定めるところにより削減期間の終了年度が変更された場合又は削減期間の終了の年度の翌々年度の4月3日(削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあっては令和3年8月4日)以降において当該削減期間に係る基準排出量の決定、変更若しくは目標削減率の減少若しくは条例第12条の規定による地球温暖化対策計画の提出の手続が完了していない場合(大規模事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く。))にあっては、知事が認めた日の翌日から起算して180日を経過した日。以下「目標達成期限」という。)までに、削減期間の年度ごとに基準排出量に目標削減率(別表第4備考の規定により目標削減率が減少した年度については、その減少後の値)を乗じて得た量を、当該削減期間において合計した量(以下「排出削減目標量」という。)以上とする方法とする。

(略)

備考

1～3 (略)

4 大規模事業者は、当該削減期間の目標達成期限において、算定排出削減量を排出削減目標量以上にすることができなかった場合には、当該削減期間の排出削減目標量から当該削減期間の算定排出削減量を減じて得た量を次の削減期間の排出削減目標量に加えた量を次の削減期間の排出削減目標量とみなすものとする。

5 (略)